

市町村における循環型社会づくりに向けた 一般廃棄物処理システムの指針

平成19年6月

(平成25年4月改訂)

(令和7年3月一部改訂)

(令和8年9月改訂)

環境省

環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

目次

1.はじめに	1
1.1 目的	1
1.2 令和7年3月改訂における主な改訂事項	1
1.3 令和8年9月改訂における主な改訂事項	2
1.4 本指針の活用が期待される場面	2
2.標準的な分別収集区分及び回収方法の考え方	4
2.1 標準的な分別収集区分	4
2.2 回収方法の考え方	6
3.資源循環の方向性と適正な循環的利用・適正処分の考え方	9
3.1 プラスチック	9
3.2 バイオマス	11
3.3 古紙、紙製容器包装	13
3.4 繊維製品	13
3.5 ガラス類	14
3.6 金属類、小型家電	15
3.7 リチウム蓄電池等、その他専用の処理のために分別するごみ	16
3.8 粗大ごみ、燃やさないごみ、燃やすごみ	18
4.一般廃棄物処理システムの評価の考え方	21
4.1 評価項目	21
4.2 評価の方法	22
4.3 解説	23
5.循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための取組の考え方	30
5.1 取組の考え方（PDCA）	30
5.2 解説	30
資料編 1 標準的な評価項目に係る数値の算出方法	
資料編 2 評価項目の比較及び取組の考え方等に係る参考情報	
資料編 3 近年の廃棄物・資源循環分野、一般廃棄物処理に係る主な計画や手引き類	

1. はじめに

1.1 目的

廃棄物・リサイクル行政及び市町村（地方自治法第 284 条第 1 項に基づく、以下同じ。）の一般廃棄物処理事業の目的は、これまでの生活環境の保全及び公衆衛生の向上や公害問題の解決という段階を更に進め、循環型社会の形成を目指すものとなっている。

このような背景のもと、平成 17 年 2 月に中央環境審議会は「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」を意見具申し、これを踏まえ、環境省において、平成 17 年 5 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）」が改正された。基本方針では、市町村の役割として、分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際に、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとされ、都道府県の役割として、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めること、また国の役割として、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すこと等を通じて技術的な支援に努めることとされている。

本指針は、基本方針に基づき一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示し、それにより市町村が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるようにすることを目的とし平成 19 年 6 月に策定され、平成 25 年 4 月に改訂されている。今般、脱炭素化や資源循環の促進といった廃棄物処理システムを取り巻く社会情勢の動向等を考慮し、標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分の考え方について明記するとともに、市町村が自らのごみ処理基本計画について継続的に改善していくにあたって参照する指標について、関係する政府目標と整合する形で諸般の改訂を行ったものである。

なお、今後、廃棄物処理法をはじめとする関係法令・制度の見直しが行われた場合には必要に応じて指標の見直しを行う。

1.2 令和 7 年 3 月改訂における主な改訂事項

1) 標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分の考え方の改訂

より資源循環を促進するために標準的な分別収集区分を従前の 3 類型から 1 類型へと標準化するとともに適正な循環的利用・適正処分の考え方についても最新の知見を取り入れ改訂を行った。これまでの本指針では、類型ⅠⅡⅢの形式で段階的に分別収集品目を増加させる分別収集区分となっているが、現状の市町村の分別収集の実施状況によると、指針策定当時に比べると容器包装等の分別収集の実施率が向上してきていること、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号。以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）の施行に伴う製品プラスチックの分別収集・再商品化の促進や脱炭素社会の実現に向けて一般廃棄物の処理における焼却処理から資源循環への移行を基本とした持続可能な廃棄物処理システムの構築が求められていることを背景としたものである。

本指針は、国として標準的な分別収集区分を示すものであるが、地域特性を踏まえて資源循環を考えていくことが重要であり、地域が抱える課題や特性を踏まえて分別収集区分や適正な循環的利用・適正

処分を検討していくことが望ましい。

2) 回収方法及び分散型資源回収拠点の説明を追加

標準的な分別収集区分を前提とした回収方法を明確化するとともに、地域における資源循環を促進するツールとなり得る分散型資源回収拠点の定義や設置の考え方等の説明を追加したものである。

令和6年8月に閣議決定された第5次循環型社会形成推進基本計画（以下、「循環基本計画」という。）においても、将来の姿として、分散型の資源回収拠点ステーション等の地域社会において資源循環基盤となる取組の構築に向けた施策の必要性が明示されている。

本指針における解説として、分散型の資源回収拠点の具体的な定義や構築に向けた考え方等を示すことにより、循環基本計画で示された将来の姿の実現に向けた取組を推進する。

（循環基本計画における分散型資源回収拠点の記載）

各地域における徹底的な資源循環や脱炭素、地域コミュニティづくり等の多様な目的を促進するため、分散型の資源回収拠点ステーションやそれに対応した施設の整備等の地域社会において資源循環基盤となる取組の構築を促進する施策を検討する。また、地域における、生活系ごみ処理の有料化の検討・実施や廃棄物処理の広域化・集約的な処理、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入する取組等を促進する施策を検討する。

1.3 令和8年9月改訂における主な改訂事項

1) 標準的な評価項目の改訂

標準的な評価項目について、国の施策等との整合を図る観点から、算定方法等の見直しを行った。特に本指針策定当時から算定式の定義が変化している項目については、基本方針等と整合するよう改訂した。

また、基本方針、循環基本計画及び令和5年6月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画の指標のうち、循環型社会づくりに向けて市町村で活用が望ましい指標を追加した。

さらに、市町村において精緻な算定が難しい指標については、代替として活用できる指標を標準的な評価項目として追加し、指標活用の実効性を高める改訂を行った。

2) 循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための取組の考え方における解説の拡充

これまでの本指針では、一般廃棄物処理システムの基本的なPDCAサイクルを示してきた。一方、広域化や災害対応など、近年一般廃棄物処理システムに求められる役割が拡大してきたことから、これらに関連する解説を追加した。

1.4 本指針の活用が期待される場面

本指針は、近年の脱炭素化や資源循環に向けた国の方向性に沿って、一般廃棄物処理システムの構築に関して、特に分別収集区分、適正な循環的利用の方法について重点的に示したものである。市町村においては、人口減少・少子高齢化がより進行する状況においても広域化・集約化の促進や分散型処理の導入を含めた持続可能な廃棄物処理を前提としつつ、資源循環の強化や脱炭素化を念頭においた中長期的な一般廃棄物処理システムの構築を行う必要がある。分別収集区分や適正な循環的利用の検討は廃棄

物処理システムの入口と出口をなす根幹であり、処理施設整備や運用を含めた全体システムを念頭に検討を行うことが必要不可欠である。以上のことを踏まえ、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画である一般廃棄物処理計画を策定・改訂する際に本指針の内容を踏まえることを期待する。

基本方針に記載されている地方公共団体の役割を踏まえ、環境保全を前提としつつ、市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めること。

(基本方針における地方公共団体の役割)

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。また、市町村は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、地方公共団体が策定する広域化に係る計画との整合を図りつつ、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図るとともに、リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的利用の取組について積極的に推進するよう努めるものとする。また、再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等を推進するため、関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用にも努めるものとする。加えて、2050年までの脱炭素社会の実現の観点を踏まえ、一般廃棄物の処理に伴う温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組の推進等を行うよう努めるものとする。

2. 標準的な分別収集区分及び回収方法の考え方

本指針は、市町村の行う一般廃棄物（ごみ）の処理（発生から最終処分までの一連の処理の工程）について適用する。

一般廃棄物処理システムとは、市町村において発生する一般廃棄物（ごみ）の発生から最終処分までの一連の処理の工程のことであり、市町村の行うごみの処理であって、市町村が自らの事務として行うもの、委託により行うもの、許可業者に行わせるもの、市町村が何らかの関与を行って実施されている集団回収を意味している。

市町村は、本指針に示す一般廃棄物の標準的な分別収集区分、回収方法及び分散型資源回収拠点の解説、適正な循環的利用並びに適正処分の考え方を参考として、当該市町村における一般廃棄物の分別収集区分及び区分に応じた適正な循環的利用並びに適正処分の方法について、その現状を踏まえて見直し、発生抑制を推進し、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努め、その上で、処分しなければならない一般廃棄物の適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。

2.1 標準的な分別収集区分

一般廃棄物の標準的な分別収集区分は以下のとおりとする。

標準的な分別収集区分		
循環利用を 目指し 単一素材 又は 品目 で 分別 回収	プラスチック	ペットボトル
		プラスチック製容器包装
		製品プラスチック
	バイオマス	廃食用油
		生ごみ
		剪定枝
	古紙、紙製容器 包装	古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ（容器包装以外の紙と一括して分別収集され、資源化される紙製容器包装を含む））
		紙製容器包装
	繊維製品（衣類）	
	ガラス類（ガラスびん）	
	金属類（アルミ缶・スチール缶、小物金属）	
	小型家電	
リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品（以下「リチウム蓄電池等」という。）		
その他専用の処理のために分別するごみ		
粗大ごみ		

燃やさないごみ
燃やすごみ

【解説】

- ・ 分別収集区分は、生活系一般廃棄物に適用されるものである。市町村が取り扱う事業系一般廃棄物については、地域の事情に応じ本区分に準じて適切な分別収集区分を設定する。
- ・ 「製品プラスチック」は国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性の高まりを受け、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じるプラスチック資源循環促進法が成立（令和4年4月1日施行）していることを受け、収集区分として設定している。
- ・ 「剪定枝」は、剪定した木の枝の他、草、葉等も対象となり得る。
- ・ 雑がみについては、地域によって定義が異なるが、本指針では、「新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外の資源化可能な紙」としている。
- ・ 紙製容器包装については、容器包装リサイクル法に定められた紙製容器包装を回収する指定法人の引取りによる方法と、紙単体品の容器包装を容器包装以外の紙と同様に一括して分別収集し資源化するルートがある。
- ・ 「金属類」に記載の小物金属は、鍋、やかん等のアルミ缶・スチール缶以外の金属製品を念頭に置いている。
- ・ リチウム蓄電池等が廃棄物となったものは処理工程における火災事故発生の危険性の観点及び金属回収などの資源循環の観点から重要であることから収集区分として設定している。
- ・ 「その他専用の処理のために分別するごみ」については、各市町村の固有の事情や判断に基づき実施することを前提としている。主として想定されるものは、乾電池、蛍光灯、スプレー缶に加え少子高齢化に伴い排出量の増加が予想されている紙おむつ等が挙げられる。
- ・ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下、「再資源化事業等高度化法」という。）では、地方公共団体の責務として、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされている。また、再資源化事業等高度化法の認定制度のうち、高度再資源化事業計画の認定を受けた場合、同計画に記載された特定の廃棄物について、法に基づく地方公共団体ごとの許可を受けずに、同計画に従う範囲で地方公共団体の区域を跨いだ広域的な収集を行うことも可能となる。こうした制度を活用した事例についても収集し、必要に応じ今後情報共有を行う予定である。
- ・ 近隣市町村と分別収集区分の標準化（統一化）を図ることは、中長期において広域化・集約化を検討・実施する際においても取組を推進させることに役立ち得る。

2.2 回収方法の考え方

回収方法として、多くの市町村ではステーション回収が行われるとともに、住民の利便性やごみ減量の観点から戸別回収も行われている。利便性の観点やより資源循環を促進する観点を踏まえ、多様な品目を対象に細かい分別もできることから、集団回収や拠点回収で回収することが有効な場合もある。

回収方法の分類は以下のとおりである。

回収方法	特徴
ステーション回収	収集時間までに定められた集積所まで住民がごみを運び、収集を行う方法。多くの市町村で原則として利用者がごみ集積所の設置・管理を行うことになっており、ごみ集積所の設備の設置をするのは自治会、管理組合、住民グループ、土地の開発事業者、アパートの所有者や管理会社など様々である。
戸別回収	収集時間までに住民が各戸別にごみを排出し、収集を行う方法。ステーション回収のように地域の連携を取らず、排出者個人の責任が明確なので、住民同士や収集する市町村とのトラブルが少ないのが特徴。ごみを出す側にとっては、ごみ集積所にごみを運ぶ手間が少なく利便性が高い。ごみを収集する側にとっては、排出者責任が明確になることでごみ出しルールを守ってもらいやすいという利点がある一方、ステーション回収よりも収集効率が落ちるというデメリットもある。
拠点回収（分散型資源回収拠点） （専用の施設整備を伴う場合）	専用の敷地等あるいは施設を設けて、コンテナやフレコンバッグ等が設置され、利用時間帯を広く設定し、一定の時間内に住民が多品目を排出できる方法。 同時に複数品目の回収が行える方法であり、ステーション回収・戸別回収や集団回収では回収していない品目も含めて多品目の回収による資源化も可能となる。
拠点回収 （専用の施設整備を伴わない場合）	回収ボックス（回収箱）を住民の往来の多い既存施設など様々な地点に常設し、排出者が直接投入する方法。回収ボックスの設置場所として公共施設（役所等）、スーパー、家電販売店、ホームセンター、ショッピングセンター、郵便局、学校、駅、駐輪場等が挙げられる。
集団回収	市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村に登録された住民団体によって資源物を回収する方法。

また、民間事業者による店頭回収の取組が進んでおり、市町村による分別回収と連携して取り組むことで地域全体の資源循環を促進する観点も重要である。例えば、紙パック、食品トレイ、ペットボトル、繊維製品等の品目が挙げられる。

【解説】

循環基本計画において、多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現が達成された姿として、以下の将来像が示されている。

各地域における徹底的な資源循環や脱炭素、地域コミュニティづくり等の多様な目的を促進するため、分散型の資源回収拠点ステーションや、それに対応した施設の整備等の地域社会において資源循環基盤となる取組の構築に向けた施策や、生活系ごみ処理の有料化の検討・実施や廃棄物処理の広域化・集約的な処理、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入する取組等が地域で実践されている。

分散型資源回収拠点の構築について、期待される役割、回収する品目の考え方、構築の考え方について、ポイントを以下の通りまとめる。

1) 分散型資源回収拠点に期待される役割

- ・ 日常生活の中で、排出者の自由度の高い時間帯を選ぶことが可能となり、品目網羅性を高くすることで多様な不要物を一度に持ち込むことが可能となる。
- ・ ステーション回収・戸別回収（曜日・時間が限定的だが身近で排出可能）と組み合わせることで、市町村の収集費用の増加を抑制しつつ、住民の利便性を向上することが可能となる。
- ・ 多様な品目を対象に、必要に応じて拠点において専門的な人材が対応することにより詳細な分別収集も可能であることから、ステーション回収、戸別回収に比べて、資源化の範囲や質の拡大・向上、異物の混入防止が可能となる。
- ・ 分別収集、運搬、処分のそれぞれの段階において安全面で注意が必要となる品目を分けて回収することが可能となる。
- ・ 回収と合わせての仕分けも可能であることから、リユース・リペア拠点としての機能を併設することも可能であり優位性がある。

2) 回収する品目の考え方

①分散型資源回収拠点を活用した資源循環の最大化

- ・ 「標準的な分別収集区分」で示す「循環利用を目指し単一素材又は品目で分別回収するもの」を最大限回収することを目的とする。
- ・ 住民の利便性、品目ごとの排出量・頻度、再資源化のために必要となる品質、排出時や収集・処理時の安全性等の観点から回収方法ごとの回収品目を検討する際に分散型資源回収拠点を検討する。また、各回収方法の不足を補うため、一品目に対して複数の回収方法を設定することも重要となる。

②分散型資源回収拠点の考え方

- ・ 「循環利用を目指し単一素材又は品目で分別回収するもの」のうちステーション回収・戸別回収で収集されない品目を基本とし、ステーション回収や戸別回収では回収頻度が不足する品目や住民の利便性を踏まえて回収すべき品目を選定する。
- ・ 収集運搬時の事故発生リスクがあり、適正処理が必要となるものを回収する。
- ・ 市町村から再資源化事業者等へ有償で引き取られる品目（例：衣装ケース、羽毛布団）、周辺の再資源化事業者が回収可能な品目を区分とすることも処理費削減のために有効。
- ・ 地域の特徴に応じて、再資源化物を住民等に安価・無料で提供できるものを積極的に回収することで、地域での資源循環を促進することも考えられる（例：生ごみ、剪定枝等）。

3) 分散型資源回収拠点構築の考え方

①検討手順の例

検討手順の一例として以下が想定され、住民説明は各手順において随時実施することが望ましい。（各手順は重複もありえる。）

手順1. 拠点回収や施設の目的の検討（例：資源循環、焼却・埋立量や収集費の削減、コミュニティ形成）

手順2. 回収品目の検討（再資源化事業者の検討、他の回収方法や中間処理施設との連携の検討を含む）

手順3. 場所の選定、施設の検討（例：屋内/屋外、働きやすい環境の確保、回収・保管以外の施設・設備）

手順4. 資金調達や運営の方法の検討、費用の積算、活用する補助制度の選定

②構築に当たっての留意点

構築に当たっては、特に以下の観点に留意しつつ検討を進めることが重要である。

○拠点回収の利用促進の観点

- ・ アクセスしやすい場所に分散型資源回収拠点を整備し、利用可能日・時間帯を広く設定すること
- ・ 燃やすごみの排出費用（指定袋の料金）を設定し、分散型資源回収拠点の利用料を無料にすること
- ・ 地域住民の啓発（例：学校教育、イベント、施設の見学・ガイドボランティア）
- ・ 地域で循環させる仕組み作り（再資源化物の提供先の確保等）

○回収物の質や量を確保するための観点

- ・ 排出時の注意事項を分かりやすく表示すること
- ・ 再資源化事業者の要求を確認し、排出方法等を調整すること
- ・ 適切に分別できているか助言・チェックする体制を確保すること
- ・ アクセスしやすい場所に分散型資源回収拠点を整備し、利用可能日・時間帯を広く設定すること

○リサイクル関連施設との連携の観点

- ・ 直接資源化が難しく、リサイクル関連施設との連携が必要な場合（例：プラスチックの選別、ペットボトルの圧縮・梱包等）、円滑に連携するために優位な立地とすること

○地域貢献の観点

- ・ 地域の再資源化事業者を積極的に活用すること
- ・ 地元住民、地元企業を雇用すること
- ・ 再資源化物（例：肥料）やリユース品を安価・無料で提供すること
- ・ 地域住民のコミュニケーションの場、労働の機会をつくること

3. 資源循環の方向性と適正な循環的利用・適正処分の考え方

一般廃棄物処理基本計画の見直しに当たって、市町村は分別収集区分と併せ、適正な循環的利用及び適正処分の方法についても再検討することが重要であり、以下に示す方法をその際の目安とする。

また、一般廃棄物処理基本計画の改訂に対応し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条第 1 項に基づく「市町村分別収集計画」や「循環型社会形成推進地域計画」の内容も必要に応じて見直しを検討すること。

3.1 プラスチック

【資源循環の方向性】

- ・ 3R+Renewable の徹底により温室効果ガスの排出削減、化石資源への依存度低減、海洋環境等への影響低減等を図り、資源が最大限循環される社会を目指すとともに、資源循環産業の活性化を目指す。
- ・ 令和 4 年 4 月に施行されたプラスチック資源循環促進法により各主体の取組が進展しているが、今後更なる取組が必要である。引き続きマイバッグの徹底やワンウェイの容器包装の削減、リユースカップ等の利用の促進等により排出抑制を推進するとともに、住民の積極的な参加による拠点回収・店頭回収等を含め、適切かつ積極的な分別回収を促進する。
- ・ プラスチック資源循環戦略のマイルストーンにおいて、2030 年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で 25%排出抑制するよう目指すことや、2030 年までに、プラスチックの再生利用（再生素材の利用）の倍増を目指すことが設定されている。
- ・ プラスチックについては、基本方針において、プラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、市町村は、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物（以下、「製品プラスチック」という。）の分別収集及び分別収集物の再商品化等に必要な措置を講ずるよう努めるものとしてされている。

【適正な循環的利用・適正処分の方法】

	分別方法	回収方法	中間処理	循環的利用、適正処分
ペットボトル	排出源で分別するか、又は、缶、びんと混合収集する。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用とする。	分別の程度や混合収集するものの組み合わせに応じ、中間処理施設において異物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮又は梱包を行う。 付着した汚れの洗浄が困難なものについて、分別収集の対象からの適切な除去を図る。	○指定法人の引取りによる方法、それ以外の民間事業者等を活用した独自処理による資源化 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分
プラスチック製容器包装	排出源で分別するか、容器包装プラスチックと		指定法人の引取り又は委託する方法（プラスチック資源循環促進法第 32 条	○指定法人の引取り又は委託する方法（プラスチック資源循環促進法第 32 条ルート）、再商品

製品プラスチック	製品プラスチックを一括回収する。		ルート)の場合は上記と同様の対応を行なう。 再商品化計画の認定を受ける方法(プラスチック資源循環促進法第33条ルート)で中間処理を再商品化事業者が行なう場合、再商品化事業者が資源化できる範囲外のものについて異物除去を行なう。	化計画の認定を受ける方法(プラスチック資源循環促進法第33条ルート)、それ以外の民間事業者等を活用した独自処理による資源化 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分
----------	------------------	--	--	---

【解説】

- 市町村等が循環型社会形成の推進等に必要な一般廃棄物処理施設の整備事業等を実施する場合には、循環型社会形成推進交付金等による支援を行っている。当該交付金の交付要件として、地域計画の対象区域の全域で製品プラスチックの分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を行うことが必要とされている。

(分別方法)

- 製品プラスチックについては、プラスチック資源循環促進法第32条ルート(指定法人へ委託する方法)の場合は「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」に則り、分別収集すること。

(参考) プラスチック資源循環に関する一括回収等への移行に向けた市区町村向け手引き(第2版)

<https://www.env.go.jp/content/000326057.pdf>

(参考) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/117382.pdf>

- プラスチック資源循環促進法第33条ルートを受ける方法は、再商品化事業者が容器包装プラスチックに混入した汚れたプラスチックの扱い及び製品プラスチックの対象物の範囲等を事前に確認した上で、分別収集する品目について広報を行うこと。
- 容器包装プラスチックに混入した汚れたプラスチックの扱いは再資源化事業者の技術や中間処理の実施状況を踏まえ、市町村によって判断することが望ましい。

(回収方法)

- 拠点回収により、汚れ及び匂い等が少ない状態で回収することが可能となり、資源価値が向上する場合もある。
- 容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収する方法と別々に回収する方法については、市町村によって判断することが望ましい。

(中間処理)

- リチウム蓄電池等の火災事故対策として、プラスチックごみに混入したリチウム蓄電池等をX線に

より選別工程で検知する技術等が活用可能である。

(循環的利用、適正処分)

- ・ 排出されたプラスチックについては、マテリアルリサイクル等の素材循環重視のリサイクルを行い、焼却・最終処分される量を大幅に削減する。ただし、容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法に基づくルートにより再資源化を行う場合には、それぞれの制度に基づき適切に実施するものとする。
- ・ 環境負荷低減と社会全体のコスト低減を図りながら、再商品化の更なる質の向上を目指す観点も重要である。

3.2 バイオマス

【資源循環の方向性】

- ・ バイオマス活用推進基本計画に基づきながら、地域における関係者の連携の下、肥飼料等としての利用の一層の促進や高付加価値製品の生産、再生可能エネルギー等に変換（家畜排せつ物、食品循環資源のバイオガス化や未利用間伐材等の木質チップ燃料化等）した上での自立・分散型エネルギー源としての活用等により、地域特性に応じたバイオマスの総合的な利用を推進する。
- ・ バイオマス廃棄物のメタン発酵によるメタン回収や、熱回収（発電・熱利用）と廃棄物の焼却により発生する CO₂ の回収・有効利用・貯留（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage : CCUS）の組み合わせ等により、廃棄物処理施設がエネルギーやカーボンニュートラル原料を供給する施設として活用できるようにするための取組を進めていく。
- ・ 国内で発生する廃棄物系バイオマス資源等を原料としたバイオジェット燃料の製造・供給に向けた議論を進め、持続可能な航空燃料（SAF）への段階的な移行を進める。

【適正な循環的利用・適正処分の方法】

	分別方法	回収方法	中間処理	循環的利用、適正処分
廃食用油	排出源で分別。廃食用油以外の異物は混入させない。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用とする。	・ 安全な保管 ・ バイオディーゼル燃料化	○ バイオディーゼル燃料、持続可能な航空燃料（SAF）、工業原料としての活用 ○ 除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分
生ごみ	排出源で分別。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用とする。	・ 堆肥化 ・ メタン化	○ 堆肥の適正利用 ○ メタン発酵により生成したバイオガスの発電や燃料としての利用 ○ 除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分
剪定枝	排出源で分別。	ステーション、戸別又	・ 堆肥化	○ 堆肥の適正利用、チップ

		は拠点回収やそれらの併用とする。	・チップ化	の燃料利用 ○除去した異物について、 熱回収施設又は最終処分場 で適正処分
--	--	------------------	-------	--

【解説】

- ・ 廃食用油、生ごみ、剪定枝等のバイオマスは、平成 21 年のバイオマス活用推進基本法の制定以降、廃棄物系バイオマスの利活用の重要性が増しており、廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル（平成 29 年 3 月策定）等を参考に地域に応じた循環的利用を検討することが望ましい。
- ・ 資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築に際し、市町村が実施する廃食用油、生ごみ、剪定枝の分別収集及び再資源化に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとなっているため、適宜活用されたい。

（回収方法）

- ・ 廃食用油の回収量が多い市町村は、拠点回収に加え、ステーション又は戸別回収により回収を実施している例もある。

（中間処理）

- ・ 一般廃棄物処理施設の更新や廃棄物処理システムの見直しに当たり、適正処理の確保を前提に周辺の市町村との協力の下での処理の広域化や民間事業者の活用を進め、堆肥化、メタン化等の再生利用施設の整備を地域の特性に応じて進めることが重要である。また、地域で発生するし尿・浄化槽汚泥、下水汚泥等と併せたメタン化等による効率的なバイオマス利活用についても検討を進めることが有効である。
- ・ メタン化処理は乾式処理と湿式処理に大別され、乾式処理は異物の混入が比較的許容されることから紙類、剪定枝等もメタンガス化の原料とでき、排出源で分別せず生ごみ等のバイオマスを燃やすごみと混合収集し、機械選別した上でメタン化を実施する方法も可能となる。

（循環的利用、適正処分）

- ・ 廃食用油は、市町村と油脂業者等の提携などによるバイオディーゼル燃料、持続可能な航空燃料（SAF）としての活用が期待されている。
- ・ バイオディーゼル燃料は、脂肪酸メチルエステル化する方法、油脂類（脂肪酸トリグリセリドやその分解物を含む）に水素化脱酸素処理して得られる軽油類似の炭化水素を作る方法がある。利用方法としては、車両燃料、建設機械や船舶の燃料、発電機の燃料等として利用が見込まれる。
- ・ メタン化における湿式処理は分別収集後の生ごみを用いて発酵処理を行うことが多く、発酵残さをバイオ液肥として利用も可能となり得る。
- ・ バイオガスの利用方法は、発電による電力と熱を利用する方法と、ガスの直接利用として、ボイラ燃料や都市ガス原料としての供給等が考えられる。

3.3 古紙、紙製容器包装

【資源循環の方向性】

- ・ 枯渇性資源の消費抑制や処理に伴う温室効果ガス排出量削減の観点から、化石資源由来の製品から紙への切り替えや紙加工で使用する樹脂等のバイオマス化とともに、それらに伴い使用される複合素材にも対応した適切な分別・回収やリサイクルの高度化を進める。

【適正な循環的利用・適正処分の方法】

	分別方法	回収方法	中間処理	循環的利用、適正処分
古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ※）	排出源で分別し、リサイクルを著しく阻害するものは混入させないこと。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用、集団回収とする。	必要最小限度の異物除去、必要に応じて梱包等を行い、そのまま売却。	○回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分
紙製容器包装	排出源で分別し、食品残さが取れないもの、リサイクルを著しく阻害するものは混入させないこと。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用とする。	必要最小限度の異物除去、必要に応じて梱包等を行い、そのまま売却。	○指定法人の引取りによる方法や回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分

※雑がみは、容器包装以外の紙と一括して分別収集され、資源化される紙製容器包装を含む

【解説】

（分別方法）

- ・ 古紙について、特に、匂いや油等の汚れがあるものや緩衝材に使用される詰物等は、混入することで資源化の阻害要因となり得るため古紙として排出しないこと。古紙に混入するとトラブルの原因となる使用済み昇華転写紙（アイロンプリント紙）が詰物として二次利用されている場合がある。
- ・ 紙製容器包装を指定法人の引取りによる方法で資源化を実施する場合は、特に、食べ残し、飲み残し、油、食品残さ等が付着したものは、混入することで資源化の阻害要因となり得るため紙製容器包装として排出しないこと。

（回収方法）

- ・ 古紙は専ら物（廃棄物であって、専ら再生利用の目的となる廃棄物）として、集団回収による回収が実施されている。燃やすごみの削減に向け、新聞、雑誌、段ボール、紙パックの他に雑がみ（容器包装以外の紙と一括して分別収集され、資源化される紙製容器包装を含む）や紙製容器包装を回収対象にし、ステーション回収、戸別回収、拠点回収により回収することも有効である。

3.4 繊維製品

【資源循環の方向性】

- ・ 家庭から廃棄される衣類の量について 2030 年度までに 2020 年度比で 25% 削減が行われてい

ること。また、売れ残り商品の量・処分方法に係るアパレル企業の情報開示や、適正なりペア・リユース・リサイクル等を通じた資源循環システムの構築に向けた官民連携のルールづくりの検討が行われていること。

【適正な循環的利用・適正処分の方法】

	分別方法	回収方法	中間処理	循環的利用、適正処分
繊維製品（衣類）	排出源で分別し、濡れ、匂いのあるものはリユース・リサイクルを阻害する可能性があるため混入させない。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用、集団回収とする。	適正に利用される品質の確保に留意し異物除去、必要に応じて梱包等を行い、そのまま売却。資源化の技術開発が進められている。	○回収業者等への売却等によるリユース・再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分

【解説】

- ・ 上記取組に加え、故衣料品を原料とした繊維から繊維への水平リサイクル（繊維 to 繊維リサイクル）を推進することで、国内の故衣料品の廃棄量削減や、原材料調達・廃棄で発生する二酸化炭素排出量を削減し、環境負荷の低減を目指す観点も重要である。
- ・ また、繊維製品については、民間事業者による店頭回収の取組が進んでおり、市町村による分別回収と連携して取り組むことで地域全体の資源循環を促進する観点も重要である。

3.5 ガラス類

【資源循環の方向性】

- ・ ガラス等のベース素材のリサイクルについて、再生資源量の確保や質の向上により資源循環を一層促進させ、素材に着目した回収システム構築等の社会実装に向けた実証事業や高度選別設備の導入が行われるとともに、二次原料利用量拡大に資する検討が行われていること。

【適正な循環的利用・適正処分の方法】

	分別方法	回収方法	中間処理	循環的利用、適正処分
ガラス類（ガラスびん）	排出源で分別するか、又は、缶、ペットボトルと混合収集する。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用とする。	分別の程度や混合収集するものの組み合わせに応じ、中間処理施設において異物の除去、リターナブルびんとそれ以外、種類別に選別する。付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別収集の対象からの適切な除去を図る。	○指定法人の引き取り等による再商品化 ○リターナブルびんについて、びん商等への引渡しによる再利用

【解説】

(回収方法)

- ・ 排出する際にコンテナに排出し、平ボディ車で回収することで、パッカー車での回収に比べ、ガラスびんの割れが少ない状態で収集ができるため、処理工程の残さを少なくすることが可能となり得る。

(循環的利用、適正処分)

- ・ 店頭や市町村から回収されたリターナブルびんが洗びんされ、びん詰め工場において再使用される用途や、使用出来なくなったリターナブルびんがカレット工場で加工されて、びんの原料やその他の用途で再生利用される用途がある。

3.6 金属類、小型家電

【資源循環の方向性】

- ・ 例えば、家電4品目や小型家電をはじめ、金属を含有するあらゆる製品等からの金属回収を徹底し、都市鉱山の最大限の活用が目指されていること。
- ・ 幅広い製品に内蔵されている電池についても、安全性に留意した回収網の充実を進め、適正なリユース・リサイクル・処分を進められていること。

【適正な循環的利用・適正処分の方法】

	分別方法	回収方法	中間処理	循環的利用、適正処分
金属類（アルミ缶・スチール缶、小物金属）	排出源で分別するか、又はアルミ缶・スチール缶はびん、ペットボトルと混合収集する。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用とする。	分別の程度や混合収集するものの組み合わせに応じ、中間処理施設において異物の除去、種類別の選別を行い、圧縮又は梱包を行う。付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別収集の対象からの適切な除去を図る。	○アルミ・スチール缶等の回収業者等への売却等による再生利用
小型家電	排出源で分別する。又は燃やさないごみと混合収集する。	ステーション、戸別又は拠点回収等やそれらの併用とする。	混合収集の場合、選別する。	○認定事業者等への引渡しによる有用金属の回収・再資源化

【解説】

- ・ 特定家庭用機器一般廃棄物のうち小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの、小型家電及び水銀使用製品が廃棄物となったものについて、地域の実情に応じた回収体制の

構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努めるものとする。

(参考) 使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン

<https://www.env.go.jp/content/900535757.pdf>

(参考) 小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン

<https://www.env.go.jp/content/900523018.pdf>

(分別方法)

- ・ 小型家電に内蔵されている電池について、効率的な資源回収を実施するうえで取り外すことが重要であり、取り外せる場合には電池を取り外すことが好ましい。

(回収方法)

- ・ 小型家電を回収ボックス等での拠点回収を行う場合、小型家電及び小型家電から取り外したリチウム蓄電池を同時に排出することが可能となるため、併設してリチウム蓄電池専用の回収ボックスを設置することも一案である。また、利便性の観点から、投入可能時間及び曜日が多い施設に回収ボックスを設置することが望ましい。

(循環的利用、適正処分)

- ・ 小型家電の再資源化ルートとしては、小型家電リサイクル法認定事業者等に引き渡すルートがある。

(参考) 認定事業者及び連絡先一覧

<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>

3.7 リチウム蓄電池等、その他専用の処理のために分別するごみ

【資源循環の方向性】

- ・ 市町村ごとに家庭から排出された全てのリチウム蓄電池等を回収し、循環的利用、適正処分を行うこと。

【適正な循環的利用・適正処分の方法】

	分別方法	回収方法	中間処理	循環的利用、適正処分
リチウム蓄電池等	排出源で分別する。	ステーション、戸別又はそれらと拠点回収の併用とする。	性状に見合った処理及び保管をする。 リチウム蓄電池等に対して、衝撃がかかる破砕機等への混入を防ぐため、手選別、機械選別を行う。	○性状に見合った再生利用又は適正処分
その他専用の処理のために分別するごみ	排出源で分別する。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用とす	性状に見合った処理及び保管をする。	○性状に見合った再生利用又は適正処分

		る。		
--	--	----	--	--

【解説】

（分別方法）

- ・ 市町村は、住民に対して製造メーカー等の自主回収の対象品だけでなく自主回収を行っていないリチウム蓄電池及び膨張・変形したリチウム蓄電池の排出方法を明示すること。

（参考）リチウムイオン電池等に関する特設サイト

https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

- ・ 専用の処理のために分別するスプレー缶については、環境省より各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）に発出されている通知（平成 30 年 12 月 27 日）「廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（通知）」を参照すること。

（参考）廃エアゾール製品等の排出時等の事故防止について（通知）

<https://www.env.go.jp/content/900536271.pdf>

（回収方法）

- ・ 市町村は、住民にとって利便性が高い分別収集（ステーション・戸別）を行うことで、家庭で不要となったリチウム蓄電池等を退蔵させず、また、他のごみ区分への混入を防ぐこと。
- ・ 市町村は、火災事故の発生状況に応じて、分別収集（ステーション・戸別）と拠点回収を併用し、住民の利便性を更に高めること。
- ・ リチウム蓄電池等を収集する際には、平ボディ車、又はパッカー車で収集する場合には横積み等の別積載として、収集・輸送中の発火を防ぐこと。
- ・ 透明なビニール袋に入れて排出を促す等、雨天時の分別収集を想定した方法を検討すること。
- ・ 発煙・発火の危険性があるため、膨張・変形したリチウム蓄電池等は他のリチウム蓄電池等とは別に回収、保管することが望ましい。
- ・ 回収ボックス等での拠点回収を行う場合、小型家電及び小型家電から取り外したリチウム蓄電池を同時に排出することが可能となるため、小型家電回収ボックスと併設してリチウム蓄電池専用の回収ボックスを設置することも一案である。また、利便性の観点から、投入可能時間及び曜日が多くの施設に回収ボックスを設置することが望ましい。
- ・ 回収ボックス等での拠点回収にあたり、発煙・発火に備えて消火設備を整えておくことが望ましい。

（積極的な広報）

- ・ 「リチウム蓄電池等」は、どのような製品に使用されているのか十分には周知されていない。このため、使用されている製品の品目を具体的に示して、リチウム蓄電池等の不適切なごみ区分への混入を防ぐべく周知すること。
- ・ 収集・運搬中等の発煙・発火リスクを低減させるため、不要となったリチウム蓄電池等は、電池切

れの状態で排出するよう周知すること。

- ・ リチウム蓄電池等の発火危険性を知らずに、誤って不適切なごみ区分に排出した場合、結果として、「火災事故の原因となり、市町村のごみ・資源物の収集、処分が停止する危険性がある」ため、市町村は住民に対して注意喚起を行うこと。
- ・ 火災事故等の主な原因品目である「モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレス掃除機等のバッテリー、スマートフォン、電気かみそり、電動工具、ハンディファン、電動式玩具、作業服用ファン」等については、特に積極的に品目名を明示することが望ましい。
- ・ 車載用等の大容量のリチウム蓄電池が搭載されている製品等で、製造事業者等による全国的な回収ルートが構築されている製品については、住民に適切な回収ルートに乗せる方法を周知すること。
- ・ リチウム蓄電池の取り外しが簡単にできないリチウム蓄電池使用製品は、無理に取り外そうとすると発煙・発火の危険性があるため、分解せず、そのまま排出するよう周知すること。

(保管方法)

- ・ 回収したリチウム蓄電池等は、雨風による影響を受けない屋内に保管すること。
- ・ 膨張・変形したリチウム蓄電池等は耐火性の容器に保管すること。
- ・ 電極が露出しているリチウム蓄電池等は、電極部を絶縁テープ等で絶縁処理した上で保管すること。
- ・ 保管環境に応じて、保管量の上限基準等を市町村内で策定し、回収したリチウム蓄電池等を計画的に適正処理を行うこと。

(循環的利用、適正処分)

- ・ 必要に応じて性状や品目ごとに分別し、回収したリチウム蓄電池等は、再資源化事業者、小型家電リサイクル法の認定事業者等を通じて、国内の適正処理が可能な事業者へ引き渡すこと。
- ・ 市町村は、処理を委託した事業者による処理の実施内容、処理量、資源の販売先を開示させることが望ましい。
- ・ 市町村は、回収したリチウム蓄電池等を再資源化事業者、認定事業者等へ引き渡す際、排出物の内容、受け渡し方法についても事前に協議すること。

(参考) リチウムイオン電池等に関する特設サイト

https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

3.8 粗大ごみ、燃やさないごみ、燃やすごみ

【資源循環の方向性】

- ・ 3R+Renewableをはじめとする取組により廃棄物の発生抑制を進めるとともに廃棄物を地域の資源として活用する取組を推進する。
- ・ 一般廃棄物処理基本計画の見直し及び一般廃棄物処理施設整備においては、適正処理を確保しつつ発生抑制・分別・再資源化等の推進による焼却量削減の取組を進め、資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築を促進する。

【適正な循環的利用・適正処分の方法】

	分別方法	回収方法	中間処理	循環的利用、適正処分
粗大ごみ	・ 排出者でリユースの検討。 ・ 排出源で分別する。	ステーション、戸別、又は拠点回収やそれらの併用、その他の指定場所での回収とする。	修理等による再使用。 金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理を行う。 破碎処理前に回収可能な資源物を回収することが望ましい。 可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみを仕分けし、資源回収率の向上を図ることもできる。	○修理等して再使用 ○金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分
燃やさないごみ	・ 排出者でリユースの検討。 ・ 排出源で分別する。	ステーション、戸別、又は拠点回収やそれらの併用とする。	破碎処理工程前に回収可能な資源物を回収する。 金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理を行う。	○金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分
燃やすごみ	排出源で分別する。	ステーション、戸別回収とする。	焼却（灰溶融方式併設を含む）、ガス化溶融、ガス化改質、固形燃料化、炭化を行う。 焼却に伴って生じる焼却灰は、最終処分場で適正処分、有効利用としてセメント原料化、灰溶融スラグ化、焼成する。 焼却に伴って生じるばいじんは、薬剤等により安定化処理し最終処分場で適正処分、有効利用としてセメント原料化、山元還元する。	○焼却に当たっては、ダイオキシン類対策の完備した施設で、回収した熱をエネルギーとしてできる限り利用することを基本とする。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給（発電と熱供給の組合せを含む）をできるだけ行うこととする。

【解説】

（分別方法）

- ・ 粗大ごみ（大型商品プラスチック、家具等）として状態が良いものについては、リユースや売却を実施すること。リユースに当たっては、民間事業者のサービスを利用することも資源循環や行政負担削減の観点で有効である。

（回収方法）

- ・ 燃やさないごみは、拠点回収により金属等を効率的に回収する。

（中間処理）

- ・ 発生抑制・分別・再資源化等の推進による焼却量削減の取組みを進め、資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築を促進することが強く求められていることを念頭置くことが非常に重要である。

- ・ 焼却施設の整備（更新）時は、メタン発酵処理施設とセットとすることも脱炭素化の観点では有効である。
- ・ 脱炭素化の推進や廃棄物処理施設の多面的価値を創出する観点から、発電や熱供給等のエネルギー回収を進めることが重要である。熱供給においては、産業熱需要へ蒸気を外部供給することも有効である。

（循環的利用、適正処分）

- ・ 焼却残さの取扱いについては、ダイオキシン類の含有量や重金属の溶出性状、含有量などの点で再生利用製品の生活環境保全の観点から安全性を確保した上で、有効利用を進めることが基本となる。
- ・ 焼却施設から排出される温室効果ガスの有効活用についても今後の技術開発の進展を踏まえて検討することが重要となる。

4. 一般廃棄物処理システムの評価の考え方

4.1 評価項目

市町村は、自らの一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から、客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明できるよう努めるものとする。

客観的な評価のための、標準的な評価項目は、次のとおりとする。

表 循環型社会形成に関する評価項目

指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法
廃棄物の発生	一人一日当たりごみ総排出量	g/人・日	(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷(総人口×365日(又は366日。以下同じ。))
	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	(「生活系ごみ」-「集団回収量」-「資源ごみ」-「直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの」)÷(総人口×365日)
	一人一日当たりごみ焼却量	g/人・日	直接焼却量÷(総人口×365日)
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	%	総資源化量÷(ごみの総処理量+集団回収量)×100
	廃棄物からの資源回収率(RDF、セメント原料化等の資源化量を除く)※	%	(総資源化量-RDF、セメント原料化等の資源化量)÷(ごみの総処理量+集団回収量)×100
	プラスチックの資源回収量	t	プラスチック類の資源化量の合計
エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量(正味)	MJ/t	エネルギー回収量(正味)÷熱回収施設における総処理量
	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	エネルギー回収量÷熱回収施設における総処理量
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	%	最終処分量÷ごみ総排出量×100

※本指標における「RDF、セメント原料化等」とは、固形燃料(RDF、RPF)、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元をいう。

表 脱炭素社会実現に関する評価項目

指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法
温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	収集、中間処理及び最終処分までの全工程の廃棄物処理に伴い排出される温室効果ガス排出量の合計
	収集に伴う温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	収集車の燃料使用に伴い排出されるCO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O及び、収集車の空調設備等からの冷媒漏えいに伴うHFCを含め、CO ₂ 換算した合計
	焼却に伴う温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	廃棄物の焼却処理に伴い排出されるCO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O及び、焼却施設の運転に伴うエネルギー使用等による温室効果ガスをCO ₂ 換算した合計

表 公共サービスに関する評価項目

指標で測るもの	指標の名称	単位※	計算方法
地域住民等の理解と協力・参画	住民満足度	—	アンケート調査により満足度を算出
	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	—	アンケート調査により意識度を算出
	具体的な 3R 行動の実施率	%	アンケート調査において 3R 行動を「実施している」等の回答をした割合

※「—」は数値単位を持たない指標を示す。

表 経済性に関する評価項目

指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法
費用対効果	一人当たり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する総費用÷総人口
	資源回収に要する費用	円/t	資源化に要する総費用（正味）÷総資源化量
	エネルギー回収に要する費用	円/MJ	エネルギー回収に要する総費用（正味）÷エネルギー回収量（正味）
	最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用÷（ごみ総排出量－最終処分量）

市町村は、標準的な評価項目に加えて、地域経済への貢献、災害廃棄物等危機管理への備え等独自の評価項目を設定することが望ましい。

4.2 評価の方法

客観的な評価の方法は、標準的な評価項目について数値化し、当該数値について次の方法のいずれか又は次の方法の組合せにより評価を行うこととする。

（１）当該市町村で設定した目標値を基準値とした比較による評価

標準的な評価項目及び独自の評価項目を用いて指標値を算出し、その結果を当該市町村における目標と比較し、達成度合いを明らかにする。また、これらの指標値について、当該市町村における経年値を算出し、経年変化も把握する。

（２）国の目標値を基準値とした比較による評価

廃棄物処理法第５条の２第１項の規定に基づく基本方針に示されている目標と比較可能な指標値については、基本方針の目標に相当する水準と比較し、達成度合いを明らかにする。

（３）全国又は都道府県における平均値や類似団体の平均値を基準値とした比較による評価

標準的な評価項目の指標値について、環境省が公表する全国的な平均値又は都道府県が公表する都道府県における平均値と比較し、当該市町村の水準を明らかにする。類似団体（総務省が提示する類似団体別市町村財政指数表の類型による類似団体）の平均値と比較し、当該市町村の水準を明らかにする。

評価を行った結果は、住民及び事業者にわかりやすい方法により公表することとし、評価結果のうち、

標準的な評価項目に係る評価結果については、次に示す「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」を作成して表示し、公表する。

市町村一般廃棄物処理システム比較分析表



4.3 解説

1) 評価の目的

循環型社会形成に向け地域の処理システムを改善するためには、客観的に分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの評価を行う必要があるとともに、新たな分別収集区分や処理方法の導入等一般廃棄物処理システムの変更を図る際等には、新規導入等変更の必要性や環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明することが求められる。

また、市町村が類似市町村の取組と比較分析を行うことによって、市町村の一般廃棄物処理事業を支える職員及びその経営に当たる責任者が、自らの市町村の事業について、環境保全面の水準や費用効率性の点でわが国の市町村の中でどのレベルにあるのかを把握し、目指すべき改善・進歩の方向を認識することができる。

2) 評価項目

処理システムの評価は、①環境負荷をできる限り低減する循環型社会づくりという面から見た処理システムの水準、②住民等に対する公共サービス（地域住民等の理解と協力・参画を含む）という面から見た処理システムの水準、及び③処理システムの費用対効果から評価する必要がある。

特に循環型社会づくりの面から見た処理システムの水準に係る評価軸については、以下の事項を考慮することが必要である。

- ・ 循環基本計画において社会におけるものの流れ全体を把握する物質フロー指標として3つの指標（資源生産性、循環利用率、最終処分量）が設けられていること。
- ・ 基本方針において減量化の目標として5つの目標値（排出量、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量、出口側の循環利用率、一人一日当たりのごみ焼却量及び最終処分量）が設けられていること。
- ・ 平成27年、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択され、我が国に

においても、令和2年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されており、脱炭素社会の実現を始めとする地球環境問題への対応も急務となっていること。

標準的な評価項目は、以上の考え方にに基づき設定している。

廃棄物の資源回収率については、資源循環の状況把握や自治体間比較の観点から、RDF、セメント原料化等を含む場合と含まない場合の双方について把握することとしている。特に、これらに含まない資源回収率は、市町村における分別収集及び資源回収の取組状況を評価するための指標として位置付けている。

廃棄物からのエネルギー回収量については、エネルギー使用量を差し引いた「エネルギー回収量（正味）」と、差し引く前の「エネルギー回収量」の双方を把握することとしている。エネルギー回収量（正味）は、市町村間の比較をより適切に行うための指標として位置付けている。一方で、エネルギー使用量の把握状況には市町村間で差があることから、算定可能な範囲でエネルギー回収の状況を把握し、比較を行う観点から、エネルギー回収量についても併せて把握することとしている。

標準的な評価項目に係る数値の算出方法は資料編1を参照されたい。

なお、用語については、定義及び解釈の統一を図る観点から、環境省が毎年度公表する「日本の廃棄物処理」における整理を参照するものとする。

3) 評価を行う上で必要となるデータ

評価は、市町村が一般廃棄物処理事業の中で把握しているデータを用いて行うこととなるが、特に次の評価項目については、データの把握や計算の条件に関して留意が必要である。

①廃棄物からのエネルギー回収量（正味）

正味のエネルギー回収量を最終的に算出するため、エネルギー回収量とそのエネルギーを回収するために投入した電気や燃料等のエネルギー使用量、及びごみ処理量が必要となる。

計算の条件に関する留意事項は以下のとおりである。

項目	内容
投入エネルギーの考え方	エネルギー回収量（所内利用＋所外利用）から当該工程の稼働のために投入したエネルギー量（電力量＋燃料使用量）を差し引いて、正味のエネルギー回収量を計算する。
算定範囲（境界）	エネルギー回収量や使用量を把握する計算の範囲（境界）は、エネルギー回収を行っている工程（施設）とする。
灰溶融の場合	焼却と灰溶融を一体的に行うプロセスも焼却と灰溶融を別々に行うプロセスも、ごみをスラグ化しつつエネルギー回収するという機能でとらえれば違いはないため、焼却と灰溶融が別々のプロセスであっても灰溶融工程（施設）をエネルギー回収を行っている工程（施設）に含めて計算する。
固形燃料化の場合	・ 固形燃料化や炭化の場合には、固形燃料を焼却し発電等する施設や炭を焼却し発電等する施設のエネルギー回収量から固形燃料化施設、固形燃料を焼却し発電等する施設、炭化施設、炭を焼却し発電等する施設で投入したすべてのエネルギー量（電力量＋燃料使用量）を差し引いて、正味のエネルギー回収量を計算する。 ・ セメント工場等において燃料として使用している場合については、製造した固形燃料や炭化物の平均低位発熱量に製造量を乗じたものをエネルギー回収量とし、固形燃料化施設、炭化施設で投入したすべてのエネルギー

	ギ一量（電力量＋燃料使用量）を差し引いて、正味のエネルギー回収量を計算する。 ・ 両方のケースとも輸送に用いた燃料使用量が把握できる場合には、その燃料使用量も差し引く。
--	--

②廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量

収集から最終処分までの全工程の廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量を算出するため、特に次のデータが追加的に必要となる。

- ・ 収集運搬等の車両の燃料使用量・走行距離
- ・ 中継基地がある場合には当該施設の燃料・電気使用量
- ・ 最終処分場における燃料・電気使用量

4) 独自の評価項目等

標準的な評価項目（指標）を用いた評価に加え、独自の評価項目（指標）を設け、その指標を用いて過去の経年変化等で取り組み効果等を確認することが可能であり、自治体の状況、目的・目標に応じた独自の評価項目設定も意義がある。特に、地域経済への貢献といった観点は、一般廃棄物処理事業が地域密着型の事業であることから、地域の雇用への貢献、コミュニティの維持形成への貢献等について評価することは重要であると考えられる。

このほか、必要に応じ、標準的な評価項目（指標）をさらに詳細な内訳段階に分解した補足指標（参考）を用いることによって、算出された指標値の分析、解釈をより綿密に行うことができるので、意欲ある市町村においては、補足指標についても算出することが望ましい。なお、補足指標については、その全てを算出しなくてはならないという性格のものではなく、その市町村において算出することが可能であって、標準的な評価項目（指標）の詳細な分析・解析を行うために妥当であると判断されるものを選択する。

5) 評価の方法

算出した指標値は、当該指標に係る基準値と比較することによって、指標値の水準を定量的かつ客観的に評価することが可能となる。このため、評価の方法としては、基準値選定の選択肢として、市町村が自ら設定した目標値、国や都道府県の目標値、全国平均値・都道府県平均値や類似団体の平均値の3とおりを提示したものである。

なお、国の目標値については、廃棄物処理法に基づく基本方針や廃棄物処理施設整備計画等を参照することが考えられる。

この3つの方法の中で、類似団体間の比較分析を行う方法は、他市町村と比較して優れた点、他市町村の方が優れた点を把握し、その理由を分析し、市町村間で情報共有をすることによって、市町村が自らの一般廃棄物処理システムを改善することが可能となる。したがって、類似団体間の比較分析をできるだけ実施することが望ましく、そのためには、できるだけ多くの市町村が本指針を活用して、標準的な評価項目の指標値を把握し公表することが必要となる。

比較に当たっての指数化の方法等は資料編 2.1 を参照されたい。

6) 市町村一般廃棄物処理システム比較分析表

評価結果が市町村間で活用可能となるよう、評価結果の表示の方法を共通化するため、標準的な評価

項目をレーダーチャートで示し、各評価項目についての基準値（P29 の例示では類似団体間平均値）との比較評価の結果を図示し、それらの結果の分析を分析欄に記述する形式の比較分析表を定めたものである。

なお、レーダーチャートの示し方は、評価項目の基準値を100としたときの指標値の比率もしくは偏差値で表現することがわかりやすく、適切である。

こうした、当該市町村と類似団体間における比較・評価を簡易的に行うため、環境省のホームページにおいて、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を公開している。

【参考】補足指標の例

補足指標の例は以下のとおりである。

このうち「食品ロス排出量」及び「品目別分別協力率」の解説は資料編 2.2 を参照されたい。

表 循環型社会形成に関する補足指標（例）

指標で測るもの	標準的な評価項目（指標）	補足指標（例）
廃棄物の発生	一人一日当たりごみ総排出量	一人一日当たり生活系排出量 1事業所当たり事業系排出量 一人一日当たり生活系ごみ種別収集量 食品ロス排出量
	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	－
	一人一日当たりごみ焼却量	一人一日当たりごみ種別焼却量
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	品目別リサイクル率
	廃棄物からの資源回収率（RDF、セメント原料化等の資源化量を除く）	品目別資源回収量 品目別分別協力率
	プラスチックの資源回収量	一人一日当たりプラスチックの資源回収量
エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量（正味）	ごみ処理量当たりの外部供給熱量
	廃棄物からのエネルギー回収量	ごみ処理量当たりの熱回収量 ごみ処理量当たりの発電電力量
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	直接埋立率 焼却残さ最終処分率 処理残さ最終処分率

表 脱炭素社会実現に関する補足指標（例）

指標で測るもの	標準的な評価項目（指標）	補足指標（例）
温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの一人一日当たり排出量
	収集に伴う温室効果ガスの排出量	収集量当たりの収集過程排出量
	焼却に伴う温室効果ガスの排出量	処理量当たりの中間処理過程排出量 処理量当たりの最終処分過程排出量

表 公共サービスに関する補足指標（例）

指標で測るもの	標準的な評価項目（指標）	補足指標（例）
地域住民等の理解と協力・参画	住民満足度	収集に関する満足度 情報の公開・提供に関する満足度 3R の取組に関する満足度 循環型社会形成に係る環境教育・環境学習等に関する満足度
	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	－
	具体的な 3R 行動の実施率	－

表 経済性に関する補足指標（例）

指標で測るもの	標準的な評価項目（指標）	補足指標（例）
費用対効果	一人当たり年間処理経費	－
	資源回収に要する費用	資源化品目ごとの資源化量当たり費用 資源化部門における経常費用 資源売却収入
	エネルギー回収に要する費用	燃やすごみに要する中間処理部門費 売電収入
	最終処分減量に要する費用	収集運搬量当たりの経費 中間処理量当たりの経費 最終処分量当たりの経費

【参考】比較を行うにあたり留意すべき事項

	留意点
発生	- 事業者の独自処理、店頭回収等、一般廃棄物処理事業実態調査の範囲となっていない廃棄物の発生量に留意する。 - ごみ総排出量は生活系、事業系に大別される点に留意する。
再生利用	- 事業者の独自処理、店頭回収等、一般廃棄物処理事業実態調査の範囲となっていない廃棄物の発生量、資源化量に留意する。 「プラスチックの資源回収量」について、他都市との比較を行う場合には、一人一日当たり量等に換算するなど、比較可能性を確保するための指標への補正を行う必要があることに留意すること。
エネルギー回収	容器包装プラスチック、製品プラスチックの分別回収の有無により、焼却処理するごみ質が変動することや、焼却施設の発電能力に留意する。
最終処分	事業者の独自処理、店頭回収等、一般廃棄物処理事業実態調査の範囲となっていない廃棄物の最終処分量に留意する。

温室効果ガスの 排出	・ 一般廃棄物処理業者による処理に伴う排出等、市町村で把握できない範囲があり、例えば、広域処理や処理の委託等について精緻に算定できない場合は、指標に現れる排出量が見かけ上変動することに留意する。 ・ 他都市との比較を行う場合には、一人一日当たり量等に換算するなど、比較可能性を確保するための指標への補正を行う必要があることに留意すること。
地域住民等の理解 と協力・参画	調査方法の違いにより結果が変動し得るため、単純比較に際して留意する。
経済性	・ 収集方式、分別品目、収集距離等の違いにより収集経費の部分が大きく異なることがあることに留意する。 ・ 会計基準の導入状況により、算定式の定義が異なる場合があるので留意する。 ・ 売電価格、資源売却価格等の変動に留意する。

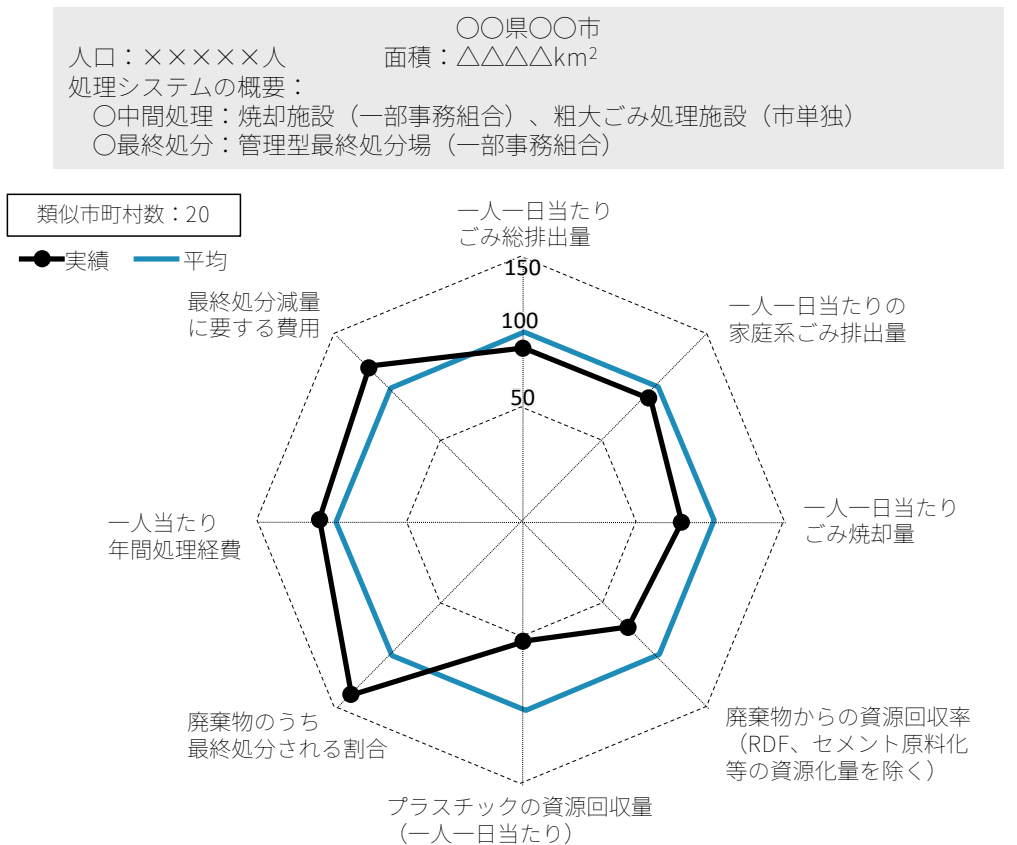
【参考】類似団体との指標値の比較による評価

現状においては、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型（平成17年6月22日付総務省自治財政局長通知総財務第106号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」）に準拠することが適当と考えられる。総務省が公表する類似団体は資料編2.4を参照されたい。

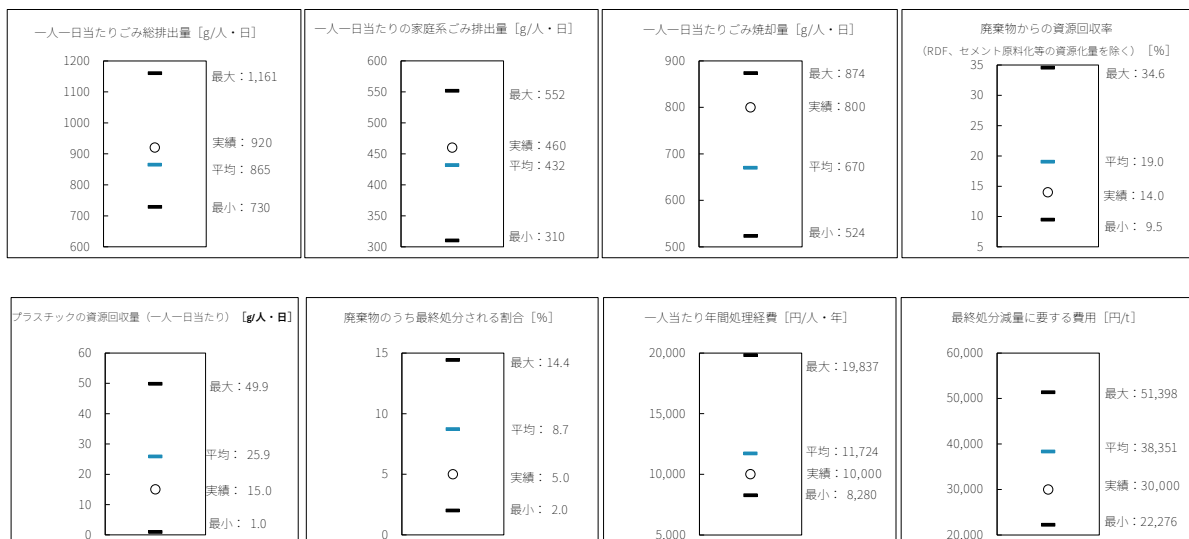
この際、比較する類似団体の数が少なくなる場合※は類似団体間における適切な比較が困難となることから、隣接する区分に該当する市町村も類似団体として扱う等の対応をとることが考えられる。なお、この方法による類型化の他に効果的であると思われる自治体の類型化指標があれば、それに基づいて補足的に類型化し比較することも有効と考えられる。

※都市形態区分において市町村数が最小となる政令指定都市の数(20市：令和8年4月1日現在)以上の市町村数を確保することが望ましい。

【参考】市町村一般廃棄物処理システム比較分析表（例）



- 注）
- 各評価項目は、小さいほど望ましい指標についても、指数が大きいくほど評価が高くなるよう換算している。
 - 本図は各評価項目を基準値（類似市町村平均）との比較により相対評価し、レーダーチャートに示したものである。
 - プラスチックの資源回収量は一人一日当たりに換算し単位は「g/人・日」とした。



5. 循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための取組の考え方

循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のため、市町村は、次のような取組を行うことが適切であり、長期的な見通しを持って進めていくことが望ましい。

5.1 取組の考え方（PDCA）

1) 一般廃棄物処理計画への位置づけ

- ① 市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理計画のうち、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）において、本指針に示す「標準的な分別収集区分及び回収方法の考え方」及び「資源循環の方向性と適正な循環的利用・適正処分の考え方」を参考にし、当該市町村における一般廃棄物処理システムを明確にする。
- ② また、市町村は、一般廃棄物処理基本計画において、本指針に示す標準的な評価項目（指標）を用い、当該市町村における一般廃棄物処理システムに係る標準的な評価項目（指標）の指標値の現状値を示すとともに、概ね5年後の目標値を定めることとする。
- ③ さらに、市町村は、一般廃棄物処理基本計画において、当該目標値を達成するため、一般廃棄物処理システムの改善策その他の施策を定める。また、必要に応じ、一般廃棄物処理計画のうち、年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定めた計画（以下「一般廃棄物処理実施計画」という。）において、年度ごとの改善策その他の施策を定める。

2) 一般廃棄物処理計画の実施

市町村は、廃棄物処理法第6条の2に則り、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。）しなければならない。

3) 一般廃棄物処理計画の評価

市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の指標として、本指針に示す標準的な評価項目（指標）を用い、毎年、一般廃棄物処理システムの改善・進歩の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表するものとする。

4) 一般廃棄物処理計画の見直し

- ① 市町村は、概ね5年ごとの一般廃棄物処理基本計画の見直し時期や一般廃棄物処理システムの見直しの際に、本指針に示す標準的な評価項目（指標）に係る目標値の達成状況を評価する。
- ② また、当該見直し時期に、市町村は本指針に示す「標準的な分別収集区分及び回収方法の考え方」及び「資源循環の方向性と適正な循環的利用・適正処分の考え方」を参考にし、当該市町村における一般廃棄物処理システムをどのように改善・進歩させるか及び標準的な評価項目（指標）に係る新たな目標値をどのように設定するかを検討し、見直し後の一般廃棄物処理基本計画において、それらを明らかにする。

5.2 解説

- ・ 市町村の一般廃棄物処理システム、すなわち、分別収集区分と区分ごとの処分方法（再生利用、エネルギー回収又はその他の処分）や、標準的な評価項目に係る目標値は、廃棄物処理法第6条

の一般廃棄物処理計画の策定事項（同条第2項第1号、第3号、及び第4号）である。

- ・ 一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理事業の実施における、PDCAサイクルの導入は次のとおりであり、市町村の一般廃棄物処理事業についても、PDCAサイクルにより、毎年の点検、一般廃棄物処理基本計画の見直しに当たっての評価を行うことが適切であると考えられる。
- ・ 一般廃棄物処理基本計画は10～15年の長期計画であり、必要に応じ中間目標年次を設けるものであることから、中間目標年次や最終年度の目標値を設定することが望ましい。

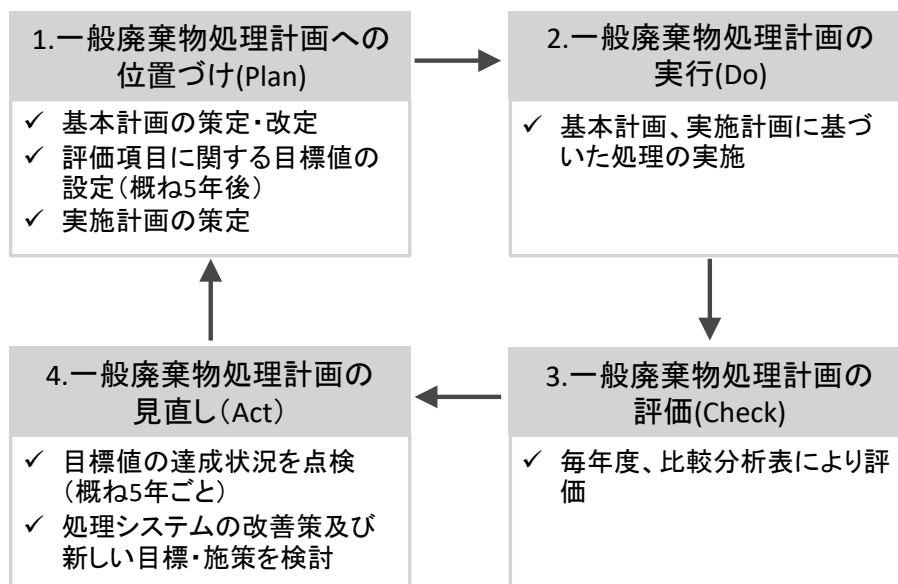


図 処理システムの継続的な管理

- ・ 2050年カーボンニュートラルに向け廃棄物処理の脱炭素化を進めていくためには、廃棄物処理施設の整備運営期間（一般に20～35年程度）を踏まえると、一般廃棄物処理基本計画に基づく10～15年程度の時間軸の計画よりも長期的に20～30年程度の長期の時間軸を念頭に置いたうえで、PDCAを進めていくことが望ましい。
- ・ PDCAサイクルによる点検、評価、見直しに当たって、評価の方法として本指針の標準的な評価項目を用いることを検討する。
- ・ 検討が必要な施策の例は資料編2.5、近年の廃棄物資源循環分野、一般廃棄物処理に係る主な計画や手引き類は資料編3を参照されたい。

【参考】取組に当たって考慮すべき事項

- ・ 市町村は、一般廃棄物の処理事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、地方公共団体が策定する広域化に係る計画との整合を図りつつ、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図るとともに、リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的利用の取組について積極的に後押しするよう努めるものとする。
- ・ 一般廃棄物処理基本計画の見直しに当たっては、市町村は分別収集区分の検討と併せて、廃棄物の適正な循環的利用及び適正処分の方法についても再検討することが重要であり、本指針に示す

「標準的な分別収集区分及び回収方法の考え方」及び「資源循環の方向性と適正な循環的利用・適正処分の考え方」を目安にすること。また、今後の廃棄物処理施設整備に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点にとどまらず、人口減少・少子高齢化等の社会状況の変化や地域の課題、激甚化・頻発化する災害に対応し、廃棄物処理施設の地域社会インフラとしての機能を一層高めることで、適正処理の確保を前提としつつ、循環基本計画で示された多種多様な地域循環共生圏の形成による地域活性化の観点から、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進めることが重要である。

- ・ 発災時においては、災害廃棄物のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。このため、市町村においては、平時の備えとして、災害時において市町村（市町村自らのほか、市町村の委託を受けた者（委託業者）や市町村の許可を受けた処理業者（許可業者）を含む）が一般廃棄物処理（収集・運搬及び処理・再生）事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画を検討し、一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等に反映するとともに、組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な取組が必要である。その際、地域の実情に応じて、他の市町村等との連携等による広域的な取組について進めることが望ましい。